

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第二（第十一条関係）		別表第二（第十一条関係）	
手数料を納めなければならない者	金額	手数料を納めなければならない者	金額
一 電気通信主任技術者試験を受けようとする者	（略）	一 電気通信主任技術者試験を受けようとする者	（略）
二 工事担任者試験を受けようとする者	（略）	二 工事担任者試験を受けようとする者	（略）
三 法第六十八条の三第一項の規定による登録を受けようとする者	五〇、七〇〇円		
四 法第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者	一九、〇〇〇円		
五 法第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者	（略）	三 法第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者	（略）
六 法第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者	（略）	四 法第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者	（略）

<p>る者</p>	(略)
<p>七 電気通信主任技術者資格者証 又は工事担任者資格者証の交付 を受けようとする者</p>	(略)
<p>八 電気通信主任技術者資格者証 又は工事担任者資格者証の再交 付を受けようとする者</p>	(略)
<p>備考 行政手続等行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項 に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新の申請を行う場 合におけるこの表の適用については、六の項中「二六、九〇〇円」と あるのは、「二六、八〇〇円」とする。</p>	
<p>る者</p>	(略)
<p>五 電気通信主任技術者資格者証 又は工事担任者資格者証の交付 を受けようとする者</p>	(略)
<p>六 電気通信主任技術者資格者証 又は工事担任者資格者証の再交 付を受けようとする者</p>	(略)
<p>備考 行政手続等行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項 に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新の申請を行う場 合におけるこの表の適用については、四の項中「二六、九〇〇円」と あるのは、「二六、八〇〇円」とする。</p>	

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		<p>（法第三十一条の規定による電気通信事業法の適用に関する技術的読替え）</p> <p>第六条 法第三十一条第一項の規定により電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
第五十四条	<p>読替えに係る電気通信事業法の規定</p> <p>前条第二項又は第六十八条の八第三項</p> <p>特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される前条第二項又は相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される第</p>	
改 正 前		<p>（法第三十一条の規定による電気通信事業法の適用に関する技術的読替え）</p> <p>第六条 法第三十一条第一項の規定により電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
第五十四条	<p>読替えに係る電気通信事業法の規定</p> <p>前条第二項</p> <p>特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される前条第二項</p>	

2

<p>第五十五条第一項</p>	<p>第五十三条第二項又は第六十八条の八第三項</p>	<p>六十八条の八第三項 相互承認実施法第三十条第一項の規定により読み替えて適用される第五十三条第二項又は相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される第六十八条の八第三項</p>
<p>読替えに係る電気通信事業法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第六十一条 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

法第三十一条第二項の規定により電気通信事業法の規定を適用する  
場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

<p>第五十五条第一項</p>	<p>第五十三条第二項</p>	<p>相互承認実施法第三十条第一項の規定により読み替えて適用される第五十三条第二項</p>
<p>読替えに係る電気通信事業法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第六十一条 (略)</p>	<p>第五十八条 (略)</p>	<p>(略)</p>

法第三十一条第二項の規定により電気通信事業法の規定を適用する  
場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第百六十七条第 (略)</p>	
<p>「前条第三項 (略)</p>	<p>に係る</p>
<p>認証取扱業者について (略)</p>	<p>(以下「相互承認実施法」という。)第三十一条第二項の規定により適用される第五十八条又は相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される第六十八条の八第三項」と、 に係る」と、第五十五条第一項中「第五十三条第二項又は第六十八条の八第三項」とあるのは、「相互承認実施法第三十一条第二項の規定により適用される第五十八条又は相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される第六十八条の八第三項</p>
<p>第百六十七条第 (略)</p>	
<p>「前条第三項 (略)</p>	
<p>認証取扱業者について (略)</p>	

四項		<p>は「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される前条第三項において準用する同条第二項」と、届出業者又は登録修理業者については「前条第三項</p>
<p>第七條 法第三十二條の規定により電気通信事業法の適用に関する技術的読替え)</p> <p>第七條 法第三十二條の規定により電気通信事業法の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p> <p>第六十八條の二又は第六十八條の二(相互承認実施法第三十二條の規定により読み替えて適用される場合を含む。又は第六十八條の八第</p>
<p>第五十三條第三項</p>	<p>読み替えられる電 気通信事業法の 規定</p>	<p>第六十八條の二又は第六十八條の八第三項</p>

四項		<p>は「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される前条第三項において準用する同条第二項」と、届出業者については「前条第三項</p>
<p>第七條 法第三十二條の規定により電気通信事業法の適用に関する技術的読替え)</p> <p>第七條 法第三十二條の規定により電気通信事業法の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>規定</p>	<p>読み替えられる電 気通信事業法の 規定</p>	

<p>第五十五条第二項</p>		<p>(略)</p>	<p>第六十八條の二</p>
<p>前項</p>	<p>相互承認実施法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される前項</p>	<p>(略)</p>	<p>第六十八條の八第三項</p>
<p>三項(相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</p>	<p>相互承認実施法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される前項</p>	<p>(略)</p>	<p>第六十八條の八第三項(相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</p>
<p>第五十五条第二項</p>	<p>前項</p>	<p>(略)</p>	<p>第六十八條の二</p>
<p>前項</p>	<p>相互承認実施法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される前項</p>	<p>(略)</p>	<p>第六十八條の二</p>
<p>相互承認実施法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される前項</p>	<p>相互承認実施法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される前項</p>	<p>(略)</p>	<p>第六十八條の二</p>
<p>端末機器(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第四百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」と</p>	<p>端末機器(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第四百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」と</p>	<p>端末機器(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第四百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」と</p>	<p>端末機器(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第四百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」と</p>
<p>端末機器(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第四百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」と</p>	<p>端末機器(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第四百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」と</p>	<p>端末機器(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第四百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」と</p>	<p>端末機器(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第四百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」と</p>

(略)	
(略)	いう。
(略)	<p>承認実施法第三十一条      第一項の規定により読      み替えて適用される場      合を含む。)の規定によ      り表示が付されていな      いものとみなされたも      の以外のもの(以下「適      合表示端末機器」とい      う。</p>
(略)	
(略)	いう。
(略)	<p>承認実施法第三十一条      第一項の規定により読      み替えて適用される場      合を含む。)の規定によ      り表示が付されていな      いものとみなされたも      の以外のもの(以下「適      合表示端末機器」とい      う。</p>